

身体的拘束最小化のための指針

南和広域医療企業団 吉野病院

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の当然の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的・社会的な弊害を伴います。吉野病院では、患者の尊厳を尊重し、人権を守るため、原則、身体的拘束をしない医療・看護を提供できるよう努めます。

2. 基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

吉野病院では患者または他の患者の生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を禁止します。

2) 身体的拘束の定義

吉野病院における身体的拘束は、抑制帯やミトン型手袋、車椅子用ベルト、自分で容易に着脱が出来ない介護服（つなぎ服）など、患者の体や衣服に触れる何らかの器具を使用して体の自由を奪うもの、また、ベッドの周囲を囲い、容易に床に降りられないようにするものを指します。離床などをスタッフに知らせるセンサーなどは身体的拘束に含めません。

3) 緊急やむを得ず身体的拘束をおこなう場合

① 緊急やむを得ず身体的拘束をおこなう要件

患者または他の患者の生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束をおこなう場合は、次の3要件を全て満たした場合に限り、例外的に必要な最低限の身体的拘束をおこなうことが出来ることとします。

- ✓ 切迫性 : 患者または他の患者の生命が危険にさらされる可能性が著しく高いとき
- ✓ 非代替性 : 身体的拘束に代わる方法がないとき
- ✓ 一時性 : 身体的拘束が一時的なものであるとき

② 緊急時やむを得ず身体的拘束をおこなう場合の説明と同意

上記の3要件については、医師・看護師を含む多職種で検討し、医師が指示し、患者・家族などへの説明と同意に基づいておこなうことを原則とします。

③ 身体的拘束をおこなう場合は、当院の「身体的拘束マニュアル」に準じておこないます。

4) 身体的拘束禁止に取り組む姿勢

- ① 患者が問題行動に至った経緯をアセスメントして、問題行動の背景の理解に努めます。
- ② 身体的拘束をすぐおこなう必要があるか、複数名で評価し、身体的拘束をしなくてもよい対応を常に検討します。
- ③ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるかなどを評価します。
- ④ 身体的拘束は一時的におこなうものであり、必ず期間を定め、アセスメントをおこない、身体的拘束解除に向けて様々な取り組みをおこないます。
- ⑤ 身体的拘束をおこなう必要がないように、日頃から下記の取り組みをおこないます。
 - (ア) 患者主体の行動、患者の尊厳を尊重する
 - (イ) 言葉や対応で患者の精神的な自由を妨げない
 - (ウ) 患者に寄り添い、丁寧な対応を心がける
 - (エ) せん妄発症の誘発因子の特定と除去に努める
 - (オ) 危険行動を予測し、事前に対策をおこなう
- ⑥ 薬物による行動制限は、当院の身体的拘束の定義には該当しませんが、鎮静薬や向精神薬などは患者・家族に説明をおこない、適正な用量を守って使用します。

3. 身体的拘束最小化のための体制づくり

院内に身体的拘束最小化に係る身体的拘束最小化チームを設置します。

1) 身体的拘束最小化チームの構成

チームは医師、看護師、薬剤師、セラピストなどで構成します。

2) チームの役割

- ① 院内の身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底します。
- ② 身体的拘束実施例の最小化に向けた医療やケアを検討します。
- ③ 定期的に本指針やマニュアルを見直し、スタッフに周知して活用します。
- ④ 身体的拘束最小化のための職員研修を実施します。

4. 身体的拘束最小化のための研修

医療やケアに携わる職員に対して、身体的拘束最小化のための研修を実施します。

- 1) 定期的な教育研修（年1回程度）の実施
- 2) 実用に応じて小集団（個別の病棟など）向けの研修を実施

5. 身体的拘束をおこなう場合の対応

患者または他の患者の生命や身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束をおこなう場合は、以下の手順に従って実施します。

1) 緊急やむを得ず身体的拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討します。必要と認めた場合、医師は身体的拘束を指示します。

2) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族に説明して身体的拘束開始の同意を得ます。但し、直ちに身体的拘束を要するような切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体的拘束開始後速やかに家族等に説明して同意を得ます。

説明内容：①身体的拘束を必要とする理由

②身体的拘束の具体的な方法

③身体的拘束をおこなう時間と期間

④身体的拘束による合併症（身体的合併症・精神的合併症）

3) 患者・家族等の同意が得られない場合は身体的拘束をしないことで起こりうる不利益や危険性を説明し、診療録に記載します。

4) 身体的拘束中は、身体的拘束の態様および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

5) 身体的拘束中は毎日、身体的拘束の解除に向けて、多職種によるカンファレンスを実施します。カンファレンスでは、やむを得ず身体的拘束をおこなう3要件を踏まえ、継続の必要性を評価します。

6) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体的拘束の継続または解除の有無を指示します。

7) 身体的拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体的拘束を解除します。

6. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束をおこなわざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体的拘束の実施、早期解除につながります。病院スタッフは、身体的拘束における各々の役割を意識して対応をおこないます。

7. この指針の閲覧について

この身体的拘束最小化のための指針は、病院スタッフ全員が閲覧可能とするほか、吉野病院ホームページに掲載し、いつでも患者・家族および地域の住民が閲覧できるようにします。

（付則）この指針は令和7年5月1日より施行する。

令和7年4月30日 制定